

(平成26年3月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年6月から同年9月までは36万円、同年10月から6年9月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月1日から同年10月1日までの期間、3年5月1日から同年8月1日までの期間、6年10月1日から9年2月1日までの期間及び10年2月1日から17年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、元年3月から同年5月までは32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は30万円、3年5月から同年7月までは32万円、6年10月から9年1月までは38万円、10年2月から16年12月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成18年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月1日から18年6月1日まで
A社に勤務した期間において、給与額又は給与から控除された厚生年

金保険料額に基づく標準報酬月額と、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が異なっている。また、平成 18 年 5 月についても保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成 4 年 6 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、4 年 6 月から同年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から 6 年 5 月までは 38 万円と記録されていたところ、同年 6 月 16 日付けで 20 万円に減額訂正されており、同社において被保険者となっているほかの 3 人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A 社の代表取締役は、「当時、会社の業績が悪化し、社会保険料の滞納があった。滞納保険料の徴収に来社した社会保険事務所の職員と相談し、助言を受けて手続を行った。」と回答している上、照会に回答した同僚 6 人は、申立人は給与計算や社会保険事務手続に関与していないと回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 6 年 6 月 16 日付けで行われた上記標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額について、4 年 6 月から同年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から 6 年 9 月までは 38 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成元年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、3 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、6 年 10 月 1 日から 9 年 2 月 1 日までの期間及び 10 年 2 月 1 日から 17 年 1 月 1 日までの期間については、申立人が所持する給与明細書、源泉徴収票、町民税・県民税特別徴収税額の通知書及び預金通帳並びに事業主から提出された源泉徴収簿において確認できる給与額又は厚生年金保険料控除額か

ら、元年3月から同年5月までは32万円、同年6月は30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は30万円、3年5月から同年7月までは32万円、6年10月から9年1月までは38万円、10年2月から16年12月までは53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成18年5月31日から同年6月1日までの期間について、申立人の雇用保険の加入記録及び事業主から提出された源泉徴収簿により、申立人は、A社に当該期間も継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収簿で確認できる給与額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成18年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年5月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成元年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から3年5月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、4年2月1日から同年4月1日までの期間及び9年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書において確認で

きる給与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成17年1月1日から18年5月31日までの期間については、事業主から提出された源泉徴収簿において確認できる給与額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 5 申立期間のうち、平成元年11月1日から同年12月1日までの期間、3年8月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から4年2月1日までの期間、同年4月1日から同年6月1日までの期間、9年2月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から10年2月1日までの期間については、オンライン記録において、上記1のような遡及訂正処理の形跡は確認できず、当該期間における厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料（給与明細書、賃金台帳等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 13 日

A社に平成 13 年 6 月から勤務しているが、16 年 7 月 13 日に支給された賞与に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書によると当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る賞与の記録を付けてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 16 年 7 月分賞与支給明細書及びA社から提出された同年同月分賞与台帳によると、申立人は、申立期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書及び賞与台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付していない旨回答していることから、事業主は当該賞与額について社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（群馬）厚生年金 事案 8328

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで
国（厚生労働省）の記録によれば、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が、昭和53年9月30日と記録されているが、同年10月2日にグループ会社であるB社（現在は、C社）へ異動しただけであり、申立期間についても継続してA社に勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からB社に異動した同僚が昭和53年10月2日に異動した旨供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は既に亡くなっている上、C社も不明とし

ており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は5万円、申立期間④は6万円、申立期間⑤は8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、④及び⑤について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は5万円、申立期間④は6万円、申立期間⑤は8万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び③について、A社から提出された申立人に係る平成15年及び17年の賃金台帳から、当該期間の賞与の支給は確認できない。

また、B銀行C支店から提出された申立人に係る「普通預金元帳」から、申立期間①及び③の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①、②、④及び⑤は7万円、申立期間③は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①、②、④及び⑤は7万円、申立期間③は6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、申立期間において4万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②は4万円、申立期間③及び④は4万5,000円、申立期間⑤は5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①及び②は4万円、申立期間③及び④は4万5,000円、申立期間⑤は5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は12万8,000円、申立期間②は13万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月12日
② 平成17年12月16日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は12万8,000円、申立期間②は13万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）国民年金 事案 5380

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年12月まで

昭和57年7月に仕事を辞めたものの、私には幼子がおおり健康保険に加入しなければ困るので、同年7月か同年8月頃にA市役所で国民健康保険の加入手続を行った。このことにより自動的に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立期間に係る保険料を納付したが、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市役所で国民健康保険の加入手続を行うことにより国民年金の加入手続が同時に行われる仕組みなので、国民年金の加入手続は行っていないが、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が送付されてきたので保険料を納付したとしている。

しかしながら、A市は、申立期間当時、国民健康保険と国民年金の担当課は一つであったが窓口は別々であり、それぞれで加入手続を行う必要があったとしており、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間は未加入期間となっており、制度上保険料を納付できない期間である上、当該期間に係る納付書が作成された形跡は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を郵便局で納付したとしているが、A市は、申立期間当時、保険料は同市の指定金融機関で納付することになるが、郵便局は指定金融機関に含まれておらず、保険料を納付することはできなかったとしている。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に記載の同記号番号と一致している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、

申立人に別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年8月までの期間及び54年8月から56年5月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和42年4月から50年8月まで
② 昭和54年8月から56年5月まで

昭和50年9月に私が勤務先で正社員となり厚生年金保険に加入していたものの、父（故人）にその旨を伝えていなかったことから、そのことが父に知られた時に、父から「二重に納めてしまった。」と注意されたことがある。この父の発言は私の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを意味する可能性もあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた可能性があるとしているが、その父は既に他界しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について証言が得られないことから、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8326

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 11 月まで
申立期間について、A社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社に勤務していた同僚 13 人に照会し、回答のあった5人のうち、2人の同僚は、「具体的な時期は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことを覚えている。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と供述している上、上記の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られなかったことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及びその前後の期間において、申立人の名前は無く、健康保険番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8329

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 18 年の賃金台帳から、申立期間の賞与の支給は確認できない。

また、B金融機関C部から提出された申立人に係る「顧客取引履歴」から、申立期間の賞与の振込みは確認できないところ、申立人は現金で支給されたと主張しているが、その事実を確認できる資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。